

支援額

1事業者につき10万円

青梅市 事業者支援 臨時給付金

申請期間 令和2年8月19日(水) から令和3年1月15日(金)

青梅市では、新型コロナウイルス感染症に起因する社会経済活動への影響を踏まえ、売上の減少実態のある、または公的機関からの支援や融資を受けられた市内に事業所・店舗の所在する中小企業等に対し、事業活動が継続的に行われるよう臨時給付金を支給するものです。申請に関するお問い合わせは **申請サポートセンター** で承っております。

申請サポートセンター

青梅商工会議所 TEL0428-23-0111

令和2年 8月17日(月)～9月30日(水)

8時30分～17時(土・日・祝日は除く)

申請から給付までの流れ

- ① 申請書は HP からダウンロードして作成し、郵送または青梅市役所・青梅商工会議所に設置する投函ボックスに投函してください。

送付先 〒198-8701 青梅市東青梅 1-11-1

青梅市経済スポーツ部商工観光課宛（「臨時給付金申請書在中」と記載）

- ② 新型コロナウイルス感染症に関する国や東京都の支援を受けている場合、これを証明する書類を申請書に添付することで申請することができます。
- ③ かならず HP に掲載している申請要領などを確認のうえお申し込みください。

申請条件などの詳細は下記 URL のホームページをご確認ください。
<https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/35/23771.html>



青梅市経済スポーツ部商工観光課